



A	<p>新規申請（認定請求等）の提出が必要です。</p> <p>高校生年代（H18.4.2生～H21.4.1生）のお子様宛に申請案内を送付する予定です。ただし、<u>児童と別居している場合は通知が届かない可能性があります</u>ので、各自で申請してください。ただし、今年度中に19～22歳になる(H14.4.2生～H18.4.1生)兄弟を含め3人以上の児童を養育している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。</p>
B	<p>高校生年代（H18.4.2生～H21.4.1生）の児童分について、自動的に対象児童となります。ただし、今年度中に19～22歳になる(H14.4.2生～H18.4.1生)兄弟分について、カウント対象児童とするために、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。</p>
C	<p>高校生年代の児童分について、自動的に対象児童となりますので、手続きは不要です。</p>
D	<p>今年度中に19～22歳になる兄弟分について、カウント対象児童とするために、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。</p>
E	<p>手続きは不要です。</p>

※児童を養育している父母のうち所得の高い方が**公務員**の場合は、勤務先で申請してください。

※高校生年代までの児童と別居している場合は、別途「**別居監護申立書**」の提出が必要です。